

春日井市行政運営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市行政運営基本方針（以下「方針」という。）における取組に係る成果の検証に当たり必要な意見を得るため、春日井市行政運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 方針における具体的取組の所管部による取組内容
- (2) 各部署及び職員個人の実績

(組織)

第3条 懇話会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。